

堺市公報 第10号	平成30年3月2日発行
<b>堺市公報</b>	発行 堺市(総務局行政部法制文書課) 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<告示>

- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定について  
【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】…………… 1
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定について  
【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】…………… 2

<教育委員会公告>

- 堺市教育文化センターのプラネタリウムに係る平成30年度の臨時休館日について  
【教育委員会事務局学校教育部教育センター】…………… 2

<農業委員会告示>

- 農業委員会総会の招集について  
【農業委員会事務局】…………… 3

告 示

堺市告示第49号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として指定したので、同法第21条の5の24第1号の規定により告示する。

平成30年3月2日

堺市長 竹山修身

指定障害児通所支援事業者（指定日 平成30年3月1日）

設置者名称	設置者の主たる事務所の所在地又は住所	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業所番号
合同会社らいとすたっふ	堺市美原区平尾2515番地9	児童発達支援 放課後等デイサービス	はるか	堺市東区北野田472番地の1	2756220188

堺市告示第50号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者として指定したので、同法第24条の37第1号の規定により告示する。

平成30年3月2日

堺市長 竹山修身

指定障害児相談支援事業者（指定日 平成30年3月1日）

設置者名称	設置者の主たる事務所の所在地又は住所	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業所番号
特定非営利活動法人和輪ワールド	堺市堺区少林寺町東2-1-5 田中ビル1F	障害児相談支援	和輪相談支援センター	堺市堺区少林寺町東2-1-5 田中ビル1F	2776000115

教育委員会公告

堺市教育委員会公告第1号

堺市教育文化センター条例（平成5年条例第33号）第27条第1項第2号の規定に基づき、堺市教育文化センターのプラネタリウムに係る平成30年度の臨時休館日を指定管理者が定めたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年3月2日

堺市教育委員会  
教育長 石井 雅彦

- 1 臨時休館日 平成30年4月24日（火）、4月25日（水）  
5月15日（火）  
6月26日（火）  
7月10日（火）、7月11日（水）  
9月4日（火）、9月18日（火）  
10月16日（火）  
11月20日（火）  
12月11日（火）、12月12日（水）  
平成31年1月15日（火）、1月16日（水）  
3月12日（火）、3月13日（水）
- 2 臨時休館の理由 プラネタリウム番組組込み  
プラネタリウム・天文台定期メンテナンス  
ランプ交換等機器メンテナンス、JPA研修会
- 3 備考 平成30年7月14日（土）及び平成31年1月27日（日）は、イベント開催のため、一般投影は実施しない。

## 農業委員会告示

### 堺市農業委員会告示第3号

堺市農業委員会総会を平成30年3月8日（木）午後1時30分に市役所高層館12階農業委員室に招集する。

平成30年3月2日

堺市農業委員会  
会長 田中 宏

#### [付議すべき事項]

- 1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について
- 3 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

- 4 農地法第4条及び第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 5 その他